

2017年12月6日

大阪府教育委員会

教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 石田 精三

勤務労働条件の改善に向けた大阪府教職員組合要求書

1. 雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用職員の給与の改善を図ること。特に、再任用職員の給与格付けは「職務給の原則」及び「均衡の原則」を踏まえて対応すること。また定年の段階的延長は、国段階での議論をふまえ制度確立を行うこと。
2. 総務省は、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正（5月17日公布）」、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について（8月23日通知）」をふまえ、地方公共団体に適正な任用の確保を求めている。このことをふまえ、非常勤教職員の勤務労働条件を改善すること。
 - (1) 臨時の任用教職員の初任給の上限を撤廃すること。とくに府立学校臨時講師と小中学校臨時講師の格差を是正するため、小学校・中学校教育職給料表1級の最高号給を引き上げるなど改善を図ること。
 - (2) 相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
 - (3) 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共に密接に関連するものである。非常勤職員の報酬単価については、人材確保の観点ならびに大阪府の地域別最低賃金などをふまえ、経験年数等に応じて引き上げること。また、外国語（英語）指導員（NET）などについて、育児休業制度を導入すること。
3. 休暇・休業制度、育児・介護制度等に関する事。
 - (1) 「配偶者同行休業制度」については、配偶者の離職防止とする制度の趣旨に鑑み、休業理由及び対象者の拡大など改善を行うこと。
 - (2) 非常勤職員の特別休暇、休業制度及び職免制度等の改善を行うこと。
 - (3) 育児時間の子の対象年齢の引き上げ、時間及び期間の延長を図ること。
 - (4) 育児休業等の男性職員の取得促進に向けた対策を講じること。期間の全てを退職手当の勤続年数に算入すること。
 - (5) 不妊治療に係る特別休暇を新設すること。
 - (6) 「がん対策基本法」の趣旨を踏まえ、がん患者に対する雇用の継続、就労の支援など病気の治療と仕事の両立が図られるよう休暇・休職制度の改善を行うこと。
 - (7) 出産及び育児に関する目的で取得できる休暇制度を拡充すること。
4. 改正障害者雇用促進法にもとづいて、18年4月から法定雇用率（当面2.4%）が引き上げられる中、しうがいのある教職員、しうがいを有することになった教職員が継続して働き続けることが可能となるように、平等取扱の原則（地公法13条）、改正

障害者雇用促進法の趣旨や同法にもとづく「合理的配慮指針」、「障害者差別禁止指針」をふまえ、任命権者として合理的配慮を行うことなど、安心して働き続けることができる就労環境の実現を図ること。

5. 「大阪府公立学校教員採用選考テスト受験案内の 14. 勤務条件等の項目」と「身体しうがい者を対象とした学校事務職員採用選考受験案内の 12. 採用の条件等の項目」には、「(3) (身体に障がいを有する場合や、) 公共交通機関による通勤が著しく困難な場合には、自家用自動車等公共交通機関以外の手段（各自で確保）による通勤も可能です。なお、職務の遂行に当たっては、職員以外の人（親族、介助者等）が関わることはできません。」と明記されている。職務の遂行にあたっての支援や通勤方法・手当については、任命権者として合理的配慮を行うことなど、安心して働き続けることができる就労環境の実現を図ること。
6. 修学旅行等の泊を伴う学校行事の実施にあたっては、食費相当分を支給すること。
7. 10 年の給与制度改革による「降格」により、昇給がないとされた学校事務職員の人材育成と士気高揚について速やかに解決を図るため、「総合的な人事制度」を構築すること。
8. 中教審「学校における働き方改革特別部会の緊急提言（略、緊急提言）」の「学校・教職員の業務改善のとりくみ」では、「学校教育法等が一部改正され、学校事務職員の職務規定が見直された趣旨をふまえ、副校長・教頭、教員と事務職員との間での業務の連携や分担の在り方を見直すなど、事務職員を活用することで事務機能の強化、業務改善のとりくみを推進するよう努めること。」などが示された。このことをふまえつつ、「学校・教職員の業務改善のとりくみ」などにより、事務職員の負担軽減を図ること。
9. 1 人配置が多数を占める事務職員や養護教諭、栄養教諭など少数職種の教職員が安心して育児短時間勤務や高齢者部分休業を活用できるよう、とくに代替者について年度初めの繁忙期にも措置するなど配慮すること。
10. 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。また当面、勤勉手当の拠出分については、年間 0.06 月分を縮小すること。さらに、教職員アンケート（17 年 8 月）結果をふまえ制度を見直すなど、教職員の十分な理解と納得を得られるようにすること。
11. 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）は、「二つの特殊性（職務の特殊性と勤務態様の特殊性）」を立法趣旨に制定した。今日段階において、この立法趣旨が現場において生かされているとは言いがたい状況にある。また、地方公務員法第 39 条ならびに教育公務員特例法第 22 条第 2 項の趣旨と重要性について、管理職ならびに教職員に周知し、教職員の創造的な研修を保障すること。

12. 介護を理由とする離職再任用制度を教員以外にも拡大するなど、介護要件を有する教職員に対する支援策を講じること。
13. しょうがい種別が異なる子どもたちの教育保障には、しょうがい種別ごとの学級設置は重要である。「混在学級」で、しょうがい種別の異なる子どもたちを指導する教職員の負担軽減を図るため、しょうがい種別ごとの学級設置を促進するとともに、適正規模となるよう通級指導教室の設置を促進すること。さらに、「医療的ケア体制整備推進事業」については、看護師配置を学校単位ではなく、医療的ケアが必要な子どもごとに配置することにより、負担軽減を図ること。
14. 教職員の母性保障や子育てに関する休暇制度等について適切に措置を講じること。
15. 中学校給食の実施については、「対象が生徒全員であること」「完全給食」「単独校方式」など、教育的意義をふまえたものであることが重要である。複数校を担当するなどの過重な負担を強いられている栄養教職員について、各校に栄養教諭を配置することや中学校デリバリー給食に対する加配措置を継続するなど、栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。
16. 子どもたちにとって継続した「食教育」を保障することは、きわめて重要である。栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用すること。
17. 妊娠した栄養教職員にとって、寒暖や運搬、兼務校への移動等は、母性保障の観点から改善すべき点が多い。職務軽減など改善策について検討すること。
18. アレルギー疾患有する子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整備することは重要な課題である。アレルギー対応に関わっては、一部の教職員に業務負担が偏ることのないよう、すべての教職員を対象とした研修の実施、人的配置の充実、ガイドライン周知など適切な措置を講じること。今後、他のアレルギー疾患有する子どもたちの対応にむけても、ガイドライン策定するなど教職員の業務負担軽減に向けた適切な措置を講じること。
19. 学校保健安全法施行規則の一部改正により、16年度から子どもたちの健康診断「四肢の状態（四肢の形態及び発育並びに運動器の機能に注意すること）」が追加された。新たな健診の導入により、保護者対応など養護教諭をはじめ教職員の業務負担が増加し長時間労働に拍車をかけている。府教委として啓発する文書を出すなど具体的な軽減策を講じ教職員の多忙化・負担増を防止するよう配慮を行うこと。
20. 03年より定期健康診断の必須項目から削除された色覚検査は、学校現場の長時間労働に拍車をかけ、教職員の負担増につながっている。医療機関で検査できる体制を整

えるなど教職員の多忙化や負担軽減につとめること。

21. 入試制度の改変によって中学校現場で教職員の多忙化・負担増が生じている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。

22. 教職員の働き方改革に関すること。

22-1. 文科省は8月31日、中教審の緊急提言を重く受け止め、必要なとりくみの実施と各教育委員会に対し緊急提言をふまえた適切な対応を周知している。教職員の長時間勤務の是正に向け、以下を実現すること。

(1) 教員の時間外勤務が増大する最大の要因が部活動指導であることは、文科省調査、府教委調査等からも明らかである。文科省は8月30日、部活動の適正化に向けて部活動指導員配置促進事業を概算要求している。部活動指導員を中学校・高校に早急に導入することやノークラブデーの拡充などして、顧問教員の負担軽減に努めること。

(2) 勤務時間の把握を自己申告方式ではなく、ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築するよう服務監督権者である教育委員会へ働きかけるなど、勤務時間を意識した働き方の推進に向けて取組を進めること。

(3) 会議や研修等を実施しない期間の設定、留守番電話の設置、一定期間の学校閉庁日の設定等を服務監督権者に働きかけるなどして、長時間勤務解消を図ること。

22-2. 国におけるフレックスタイム制の拡充やテレワークの推進状況から、大阪府・府教育委員会における導入状況について検討するとともに、十分な協議を行うこと。

22-3. 中教審では、教員が担うべき業務の整理による負担軽減など「働き方改革」に関する議論が、現在も行われているところである。教職員の業務負担の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や健康保持を進めていくため、府教委においても、学校における業務の精選や業務のあり方の見直しを進め、その枠組みづくりなど実効性のある負担軽減策を講じること。

23. 教育改革を推進し、教員が子どもと向き合う時間の確保のため、教育委員会による指示・通達等の精選、調査統計の対象と方法、教職員の研修や研究指定校等の在り方の見直しなど、教職員の業務負担軽減に向けた方策をすすめること。さらに、大学など外部機関が各学校を対象に依頼する調査等については、学校現場への負担増を招かないよう、府教委が調整を行うこと。

24. 教職員の一般定期健康診断等の検査項目など充実すること。
25. ストレスチェックと面接指導の実施にあたっては、改正労働安全衛生法の目的と趣旨（＝メンタルヘルス不調の一次予防と集団分析による職場環境の改善）を教職員に周知し、個人情報の管理と保護を徹底すること。また、教職員にストレスチェックの受診義務そのものは課せられていないことを前提としつつ、職場の安全衛生委員会の活性化に資する制度とするなど、職場環境の改善に努めること。
26. 精神疾患による休職者の復職直後における職務軽減など、復帰にともなう支援策を教員以外職種においても実施すること。
27. 6月に改定された「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関する防止及び対応に関する指針」、「職場におけるパワー・ハラスメントに防止及び対応に関する指針」の趣旨をふまえ、周知させるとともに、実態把握につとめ、ハラスメントを許さない職場環境の実現を図ること。
28. 教員免許更新制度に関すること
 - (1) 18年2月から旧免許状に加え、新たに新免許状の更新が始まる中、免許失効による失職者を出さないよう、更新対象者に注意喚起とともに、講習、修了の確認もしくは延期・免除の申請など、更新手続きに関する適切な情報提供を図ること。
 - (2) 今年度より実施している所有免許状調査において、各教員へ所有免許状確認票を配付することは、免許の失効防止に向けては有効な方法ではあるものの、当該調査を実施するにあたっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、教職員の負担となるないよう十分配慮すること。
29. 文科省は、特別支援学校の教員に教育職員免許法が義務付ける専門免許（特別支援学校教員免許状）の取得を促すために、同法の附則（専門免許がなくても教員免許があれば、「当分の間」は特別支援学校の教員になれるとしている。）の廃止も見据え、同法の改正に言及している。文科省は、20年度までに概ね全ての特別支援学校教員の専門免許の所持と小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標としている。専門免許の取得にむけた認定講習の十分な機会が確保されるなど支援策を講じること。

